

一般事業主行動計画

ジール株式会社は、次世代育成支援対策促進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表いたします。

次世代育成支援促進法とは

少子化対策の一環として、2003年（平成15年）7月に設立した法律のことで、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責任を明らかにし、集中的かつ計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。

一般事業主行動計画とは

企業が、子育てをしている労働者の職場生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

ジール行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

内容

目標①≫≫≫産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

対策・・・制度に関するパンフレットを作成し、社内通達などにより全社員への周知
「育児・介護休業規定」を従業員がいつでも閲覧できるように備え付けて周知

目標②≫≫≫小学校就学前の子を持つ有期契約労働者が、希望する場合に利用できる、正社員と同様の短時間勤務制度を導入する。

対策・・・制度の導入、社内通達などによる全社員への周知
管理職を対象とした研修の実施